

別添 1-1
国営整第34号
国営設第23号
平成21年5月27日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部
整備課長
設備・環境課長

「手すり先行足場」の工事への適用について（通知）

標記については、今般、労働安全衛生規則の改正（平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号）及び同規則に基づく「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（平成21年4月24日付け基発第0424001号）が発出されたことを受けて、官庁営繕部の発注工事への適用について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、「「手すり先行足場」の工事への適用について（通知）」（平成15年7月8日国営建第40号、国営設第43号）及び「「手すり先行足場」の工事への適用の一部改正について（通知）」（平成17年5月11日付け 国営整第13号、国営設第16号）については、廃止する。

記

1. 適用工事
官庁営繕部の発注する「施工個所面に足場を設ける工事」を対象とする。
2. 設計図書への記載
特記仕様に次の事項を記載する。

※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

（問い合わせ先）

大臣官房官庁営繕部整備課 福岡、杉山
TEL 03-5253-8111 内線 23-463、23-465